

薄い粘土の板を、左右から引っ張ると、表面にひび割れ
というわけで、余震が多発。避難所生活も長期化

避難所生活の「日常」の継続でなく、新たな場所での出発を・・・

東北地方太平洋沖地震の余震が続いています。今後

も数ヶ月は、大きな地震の発生が予想されています。

その発生によっては、今、不自由を忍んで、避難所

なく自宅で生活している人も、避難所生活をせざるを

得なくなる人も出るかも知れません。

原発関連では、積算放射線量の数値を基準にして、

新たに30キロ圏外でも、今の生活拠点から退去し、

「避難民」とならざるを得ない人々が出ることとなり

ました。

住む場所、職を失って、「流浪の民」となった人々

が沢山います。避難場所が、転々と変わる。

それでも、多くの人は、今ある命を前提に、見えな

い未来を、一つずつの現実を積み重ねることによつ

て、住んでいた地域を、再び、住める地域にしようと

頑張っていると伝えられています。

多くの人が、家族・友人・知人を亡くし、住む基盤

(住居・職)を失っても、なお、その地域を離れが

たいのは、残った家族・友人・知人との縁や今の自分

につながる記憶、思い出が、その地に、あるからだ

と思えます。

そういう「根」があるから、「流浪の民」には留まら

ない明日への動きがあるのかも。

冷たく見れば、状況判断が停止し、過去に縛られて

いるだけで、「復興」ではない「再生」を目指す上では、

障害になる「思い」ということになるかも知れません。

しかし、その思いは、尊重されての「再生」でなけ

れば、ならないと思います。誰も「緊急避難」状態

を解消したいという思いを抱いている。

ところで、釜ヶ崎も、緊急避難所があり、炊き出し

があります。もう長く続いています。

釜ヶ崎では、「緊急避難生活」を、いつまでも長く続

けるものではないという考え方が、希薄なものでし

か。

「避難生活も慣れてしまえば、いいもんだ。知り合い

も、ソコソコいるし・・・。夜間宿所・炊き出し・缶拾

いの3点セットの生活を、無くしてしまおうというの

は、考え違いやで、災害での避難所生活とは訳が違う。

それなりの流れでそうなっているのだから。」

身体を痛めて、救急車に乗るまでは、そのまま、と。

そんなこといわないで、生活保護制度の活用を！

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることとなります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。